

---

令和7年度第11回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和8年2月10日(火) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部 寛			
会長職務代理者	13番	山根 祐一	14番	川村 忠幸	
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正	
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子	
	5番	衣笠 指図	6番	横野 俊彦	
	7番	大村 祥一朗	8番	上田 正人	
	9番	大谷 誠一	10番	細田 邦男	
	11番	山本 知司			

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	岸本 政明	横山 茂
	猪本 正己	佐藤 洋一
	藤田 榮一郎	鎌谷 一也
	中山 浩一	保田 公範
	中嶋 美枝子	

4. 欠席委員 山田 裕人 公賀 義高

5. 議事日程

- |    |            |                               |          |
|----|------------|-------------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 4番 岸本 慶子                      | 5番 衣笠 指図 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3の規定による届出書について         |          |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について    |          |
|    | 3          | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について |          |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議について        |          |
| 第4 | 議案第2号      | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について     |          |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用集積等促進計画について              |          |
| 第6 | 議案第4号      | 土地改良事業参加資格の承認について             |          |
| 第7 | その他        |                               |          |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂  
主 任 奥谷 真好

## 6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）  
本日の欠席者は、山田裕人推進委員、公賀義高推進委員の2名です。  
農業委員 出席者数 14名  
農地利用最適化推進委員 出席者数 11名  
定足数に達していますので、令和7年度第11回八頭町農業委員会を始めます。  
開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）  
日程第1、議事録署名委員ですが、あらかじめ議席順と決まっていますので、4番 岸本慶子委員、5番 衣笠指図委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。  
次に日程第2、報告事項です。私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお願いしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

ないようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。  
報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。  
今月は11件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。  
報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。7ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は7件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。  
報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。11ページをご覧ください。2件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）	<p>ないようですので続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号24-1について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。          受付番号24-1について説明します。  <b>【議案第1号 受付番号24-1 朗読後、説明】</b>          土地の所在地 郡家殿地内          登記地目：畑 現況地目：畑          面積 2,150 m<sup>2</sup></p> <p>理由につきましては、譲受人の●●●●さんは令和7年11月の委員会でも郡家殿の農地を取得しておられる方で、今回の申請地はその購入した農地に隣接する遊休農地です。●●さんは経営規模を拡大したいということで、細田委員を通じて●●さんとの売買の話をされ、この度譲り受けられるということになりました。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●さんは所有する農地できくらげや野菜を栽培されており、申請地でも野菜を栽培される予定です。</p> <p>通作については、住所は●●にありますが、今でも郡家殿地内の農作業小屋を拠点に月に2～3回は帰郷し農作業をされておられ、今後は今まで以上に郡家殿に滞在して耕作をされたいということです。また、同地内におられる親族に点検や草刈り管理等協力をしてもらったり、ほ場にリモートカメラを設置して農地を監視し、遠隔かん水設備を設置して作物への給水管理をされるということです。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、●●さんは13年程度農作業従事期間がありますので問題はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、周辺は畑に囲まれている農地であり、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、10番 細田邦男委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
細田委員	<p>はい、10番細田です。この件は先ほどありましたように、●●の●●さんでございます。</p> <p>この方は故郷が郡家殿ということになりまして、現在やっている会社を人に譲って、ゆくゆくはこちらに住みたいということのよう</p>

細田委員	<p>でございます。そして、先ほど紹介がありました11月から作っておるところはですね、その隣接地が7筆、全部遊休農地になっておりますね、平坦なところですけども、大変目障りなどいいますか、セイタカアワダチソウがずっと生えておるようなところでしたが、この度作ってみたいという話がございまして、隣地を紹介させていただきました。</p> <p>最初は小作の話だったんですけども、●●●●●さんの方が、それなら買ってもらったらありがたいということがございましてですね、この度のような売買の話になったということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>●●さんはまだしゃんしゃんしておられまして、今後もやっていただけると思っておりますので、お願ひします。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。受付番号24-1につきまして、質問意見等がある方についてはお願ひしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見がないようですので採決に移りたいと思ひます。賛成の方は挙手をお願ひします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号24-1について、申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号7-1について、事務局は説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。</p> <p>受付番号7-1について説明します。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号7-1 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 土師百井地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 203 m<sup>2</sup></p> <p>転用理由につきましては、普段使用している自家用車が5台あり、うち3台については駐車場がないため自宅近くの土地に駐車場</p>

事務局

を整備したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東・南側は畑、西側は町道、北側は宅地であり、隣接農地の同意は得られています。

また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。以上です。【スライド現地説明】

議長（会長）

はい、この件につきましては、8番 上田正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

上田委員

ご苦労さまでございます。国中地区農業委員8番の上田でございます。標記の件ですが、以下のとおり報告させていただきます。土地の所在地、土師百井●●●●。譲渡人は●●●●さん。この方は土師百井です。それから譲受人が●●●●さん。●●●●さんの下にですね、●●さんの土地があり、そこに5台車を置きたいということでございました。このお二人には代理人、行政書士の●●●●さんが入っておられまして、この方にも確認をいたしました。現状視察は令和8年2月2日の月曜日、お昼からの1時から2時の1時間程度かかりました。現場を見まして、●●さんの家の下が現場でございますので、そこと●●さんとはですね、●●さんずっと体を悪くされておられまして、自宅の玄関にて説明を受けました。

見解ですけど、両氏にお伺いし、問題なしと判断します。どうぞよろしく願いをいたします。以上です。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号7-1につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号7-1について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の8ページをご覧ください。 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和8年1月30日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号436-1から511-76について説明します。 この度は貸借と所有権移転売買があります。 整理番号436-1から509-74は貸借です。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地252,207㎡（149筆）を借り受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人5社へ174,516.5㎡（107筆）、その他23名の個人耕作者へ77,690.5㎡（42筆）を貸付けます。 次に整理番号510-75と511-76は所有権移転売買です。 この4筆の農地は、認定農業者である●●●●さんが農地を取得されるということで、農振農用地区域内の農地8,036㎡（4筆）を促進計画で所有権移転されるものです。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号436-1から511-76につきまして、質問意見等ある方についてはお願いしたいと思います。大谷委員。
大谷委員	9番大谷です。ちょっと聞いてみたいんですけど、35ページの農地の所有権移転に担い手育成機構が仲介をされておりますけど、移

大谷委員	転が2回にわたるんで、手間のような気がするんですけど、こうすることの利点があれば教えていただきたいんですけど。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。では、事務局お願いします。
事務局	確か登記を機構さんの方でしていただいていたと思います。
大谷委員	手数料はない。
事務局	手数料ない。
大谷委員	登録免許税は負担するんですかね。
事務局	その辺りは担い手というところで、軽減があったと思います。
大谷委員	ありがとうございます。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。他にご質問がある方はありませんでしょうか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号436-1から511-76につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第3号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、追加議案 日程第6 議案第4号 土地改良事業参加資格の承認について事務局より説明願います。
事務局	本日、別に配布しております議案第4号をお願いいたします。 議案第4号 土地改良事業参加資格の承認について、受付番号1-1から3-3まで一括して説明します。 受付番号1-1 受付番号2-2 受付番号3-3

事務局

この議案の趣旨について説明します。

令和8年度に、舟川堰の水路地区内で、地元の要望を受けて、水路の補修等を行う「水利施設等保全高度化事業」が計画されています。事業主体は鳥取県です。

この事業に参加する資格がある者は、土地改良法の規定により、自作の農地においては農地所有者、利用権設定されている貸借農地においては耕作者となります。

今回の事業の対象地区は、概ねの農地が●●●●●●や地域の担い手へ貸借されているため、本来、所有者は参加資格者とはなることができません。ただ、この事業の目的は水路の補修であり、水路管理をしているのは、農地所有者で組織された水利組合となります。

このような場合、土地改良法第3条第1項第2号の規定により、農地所有者が耕作者に替わって資格者として事業に参加すべき旨の申出を農業委員会へ行い、承認された場合、所有者が耕作者に替わって土地改良事業に参加する資格を得ることができます。

今回は、水利組合の代表者3名の方から令和8年2月4日付けで、この参加資格申出書が提出されました。土地改良法施行令及び同施行規則により、「申出書の提出があったときは、農業委員会はその受理から7日以内にその申出を承認するか否かを決定しなければならない」とあるため、本日追加議案として審議いただくこととなりました。

手続きの流れについては、この申出書を受理後、担当農業委員による調査を行い、農業委員会において報告を受けた上で承認または不承認を決定、その決定内容を申出者に通知を行うとともに、公告することとなります。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。舟川堰地域内の水利施設等保全高度化事業の内容について、町産業観光課 井上主任に来ていただいております。事業の説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

井上主任

役場の産業観光課で土木と県営事業の地元調査を担当しております井上といいます。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。資料の方はですね、38ページのA3の大きい紙を見ていただければと思います。私の方からはですね、県営事業の事業の概要について簡単に説明させていただきます。

ページのですね、右の方に事業概要の方が書いてありますけれども、この図面に示してあるピンク色で塗られた農地がですね、舟川という用水路の受益の農地になっておりまして、水路自体は福井の辺りから下濃の辺りまで、大体受益面積としては112.4ヘクタール

井上主任

の農地に舟川が水を供給しているという現状です。

事業の内容としましては、右下の方の緑色の丸から始まる太い赤い線ですね、これが舟川の本線として、幹線水路本線と表示してありますけども、その長さとしては大体2キロほど。それからどんどん進んでいって、見槻中と表示があるところで二股に分かれますけども、それぞれ229メートルと300メートルですね。

トータル2.682キロですか。その水路の補修を行うというのがメインとなっております。その他ですと、頭首工、八東川の中にですね、頭首工があるんですけども、エプランと呼ばれる河床のコンクリートがですね、ほぼ消失している状況ですので、そのコンクリートを復旧するという工事と、あとは八東川にある大きな取水のゲートですね、大変大きいゲートなんですけども、それが今エンジン式となっているものを電動に更新、改良更新するというのを検討しております。その他ですね、太い赤い舟川のラインの中に緑色のポツが5つほどあると思うんですけども、それぞれが水門として、5個ある水門を更新するというのを検討しております。

総事業費としては、今のところ約9億1,000万かかるという試算が出ておりました、工事の期間としては来年度ですね。令和8年から14年の7年間を予定しております。簡単ですけども、私の方からは以上となります。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、13番 山根祐一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山根委員

はい、報告いたします。2月2日ですけども、水利組合役員3名の方の自宅を訪問いたしました。土地改造事業に参加する旨の意思を確認したところであります。問題なしというふうに考えますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。受付番号1-1から1-3につきまして、質問意見等ある方につきましてはお願いします。

この事業、地元負担はないですか。

井上主任

地元負担がですね、7.5パーセントかかる事業です。現在9億円かかるということですので、大体7,000万弱の地元負担金がかかります。ただし、この県営事業に関してはですね、集積を進めることでキックバックがある事業になっていまして、ちょうどその地元負担分ですね、7.5パーセント分が集積率を5パーセント上げることで全額返ってくるという事業になっております。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。鎌谷議員。
鎌谷委員	耕作の時期は、水はどうなるのか。
井上主任	ちょっと県営事業ですので、その都度、県の方と町の方で協力しながら地元の調整を行うと思うんですが、基本的には、農繁期を外して工事を行うのではないかと思います。ただ、年間通水されていますので、何かしら水を変えるような工事は挟みながら、大体10月とかそれ以降に工事の方はされるものと思っております。
議長（会長）	耕作者としては非常に必要なことだと思います。よろしくお願ひします。他にご意見等ございましたら。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので採決に移りたいと思います。承認に賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号1-1から3-3について、申請どおり承認と決定といたします。 以上で、議案第4号 土地改良事業参加資格の承認についての審議を終了します。 日程第7 その他について、事務局より説明願ひします。
事務局	1. 農業委員・農地利用最適化推進委員の応募状況について 2. 資料提供 ・令和7年度各地域別米の生産数量実績について 3. 次回3月定例会 次回の農業委員会は3月10日（火）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。よろしくお願ひいたします。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。その他、委員の皆様から何かありましたらお聞きたいと思ひます。
委員一同	（なし）

---

議長（会長）

ないようですので、以上で第11回農業委員会を終了します。  
終了（14時10分）